

○厚生労働省令第十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成三十年二月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（栄養士法施行規則の一部改正）

第一条 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(養成施設の指定の基準)</p> <p>第九条 令第十条第三号の規定による厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 別表第一に掲げる教育内容を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学、旧大学令(大正七七年勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校(以下「大学等」という。)において修めた者であつて、当該大学等を卒業した(同法に基づき専門職大学の前期課程(第九号)において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後五年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者であること。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>九 別表第一に掲げる教育内容を担当する助手は、大学等においてその担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)又はこれと同等以上の能力があると認められる者であること。</p> <p>十～十九 (略)</p>	<p>(養成施設の指定の基準)</p> <p>第九条 令第十条第三号の規定による厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 別表第一に掲げる教育内容を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七七年勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校(以下「大学等」という。)において修めた者であつて、当該大学等を卒業した後五年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者であること。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>九 別表第一に掲げる教育内容を担当する助手は、大学等においてその担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力があると認められる者であること。</p> <p>十～十九 (略)</p>

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第六条の四 令第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のおりとする。</p> <p>一 前学年度卒業者数（学校教育法に規定する専門職大学の前期課程の修了者数を含む。）</p> <p>二 〓 四（略）</p>
改正前	<p>第六条の四 令第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のおりとする。</p> <p>一 前学年度卒業者数</p> <p>二 〓 四（略）</p>

(食品衛生法施行規則の一部改正)

第三条 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第五十条 令第十四条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学又は同法第百四条第七項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。</p> <p>二～四 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第五十条 令第十四条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学又は同法第百四条第四項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。</p> <p>二～四 (略)</p>

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。以下)であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第三十八条第二項第一号及び第四十条第一項第一号において同じ。)</p> <p>二～五 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者</p>	<p>(職員)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二～五 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p>



六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認められたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ～ニ (略)

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一～三 (略)

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

五～八 (略)

九 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認められたもの

十 (略)

2 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一・二 (略)

三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認められたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ～ニ (略)

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一～三 (略)

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五～八 (略)

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認められたもの

十 (略)

2 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一・二 (略)

三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その

他の養成学校を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五 七（略）

八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

2  
（略）

附 則

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

他の養成施設を卒業した者

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五 七（略）

八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

2  
（略）

附 則

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

(水道法施行規則の一部改正)

第五条 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(布設工事監督者の資格)

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上、同項第二号の卒業者にあつては二年(簡易水道の場合は、一年)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二・三 (略)

(水道技術管理者の資格)

第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。))の場合、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者

改正前

(布設工事監督者の資格)

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上、同項第二号の卒業者にあつては二年(簡易水道の場合は、一年)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二・三 (略)

(水道技術管理者の資格)

第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。))の場合は、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技

(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二・三 (略)

(試験委員の要件)

第四十条 法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるもの研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三 (略)

術上の実務に従事した経験を有する者

二・三 (略)

(試験委員の要件)

第四十条 法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるもの研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三 (略)

(調理師法施行規則の一部改正)

第六条 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(養成施設指定の基準)

第六条 調理師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 〇四 (略)

五 別表第一に掲げる教育内容(調理実習及び総合調理実習を除く。)

を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校(以下この号において「大学等」という。)において修めた者であつて、当該大学等を卒業した(同法に基づく専門学校の前記課程(第十四条の八第二号)において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。後二年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められるもの又は特殊な分野について教育上の能力があると認められるものであること。

六 〇四 (略)

(試験委員の要件)

第十四条の八 令第四条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法に基づく大学において、調理、栄養若しくは衛生に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 学校教育法に基づく大学において、調理、栄養若しくは衛生に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるもの研究機

改正前

(養成施設指定の基準)

第六条 調理師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 〇四 (略)

五 別表第一に掲げる教育内容(調理実習及び総合調理実習を除く。)

を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校(以下この号において「大学等」という。)において修めた者であつて、当該大学等を卒業した後二年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められるもの又は特殊な分野について教育上の能力があると認められるものであること。

六 〇四 (略)

(試験委員の要件)

第十四条の八 令第四条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において、調理、栄養若しくは衛生に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 学校教育法に基づく大学において、調理、栄養若しくは衛生に関する科目を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるもの研究機関において、調理、栄養又は衛生に関する研究に従事した経験を

関において、調理、栄養又は衛生に関する研究に従事した経験を有するもの

三〇六 (略)

有するもの

三〇六 (略)



(労働災害防止団体法施行規則の一部改正)

第七条 労働災害防止団体法施行規則(昭和三十九年労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(安全管理士の資格)

第一条 労働災害防止団体会法（以下「法」という。）第十二条第二項（法第三十六条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の厚生労働省令で定める資格を有する者は、安全管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次条第二号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次条第二号において同じ。）において産業安全に係る学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（次条第二号において「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程（次条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した者を含む。）で、その後七年以上の産業安全に係る実務の経験を有するもの
- 二 (略)

(衛生管理士の資格)

第二条 法第十二条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、衛生管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 (略)
- 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において労働衛生に係る学科を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後七年以上の労働衛生に係る実務の経

改正前

(安全管理士の資格)

第一条 労働災害防止団体会法（以下「法」という。）第十二条第二項（法第三十六条第四項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の厚生労働省令で定める資格を有する者は、安全管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下次条第二号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下次条第二号において同じ。）において産業安全に係る学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（次条第二号において「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後七年以上の産業安全に係る実務の経験を有するもの
- 二 (略)

(衛生管理士の資格)

第二条 法第十二条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、衛生管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 (略)
- 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において労働衛生に係る学科を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後七年以上の労働衛生に係る実務の経験を有するもの

三 験を有するもの  
(略)

三  
(略)

(製菓衛生師法施行規則の一部改正)

第八条 製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(試験委員の要件)</p> <p>第十条 令第十二条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において、製菓若しくは衛生に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において、製菓又は衛生に関する研究に従事した経験を有するもの</p> <p>三 六 (略)</p>
改正前	<p>(試験委員の要件)</p> <p>第十条 令第十二条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において、製菓若しくは衛生に関する科目を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において、製菓又は衛生に関する研究に従事した経験を有するもの</p> <p>三 六 (略)</p>

(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)

第九条 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(受験資格)

第四十五条の二 (略)

2 法第三十条第三項第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 五 (略)

六 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。第四十八条の三第

四号、第六十四条の二第二項第六号及び附則第九条第一項第二号に

おいて同じ。)又は高等専門学校において免許職種に関する学科を

修めて卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)

で、その後当該免許職種に関し二年以上の実務の経験を有するもの

七 十一 (略)

3 (略)

(試験の免除)

第四十六条 都道府県知事は、次の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除することができる。

免除を受けることができる者

免除の範囲

(略)

学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を

修了した者を含む。)

修了した者を含む。)

学科試験のうち関連学科

改正前

(受験資格)

第四十五条の二 (略)

2 法第三十条第三項第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 五 (略)

六 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に

関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し二年

以上の実務の経験を有するもの

七 十一 (略)

3 (略)

(試験の免除)

第四十六条 都道府県知事は、次の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除することができる。

免除を受けることができる者

免除の範囲

(略)

学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者

学科試験のうち関連学科

修了した者を含む。)

修了した者を含む。)

(略)

(専門課程及び応用課程の職業訓練指導員の資格等)

第四十八条の二 (略)

2 法第三十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、専門課程の高度職業訓練については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇八 (略)

九 十年以上(短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。次項第十二号において同じ。))又は学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。次項第十二号において同じ。)を有する者にあつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に關し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

3 (略)

(職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者)

第四十八条の三 法第三十条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。))とする。

一〇三 (略)

(略)

(専門課程及び応用課程の職業訓練指導員の資格等)

第四十八条の二 (略)

2 法第三十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、専門課程の高度職業訓練については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇八 (略)

九 十年以上(短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。次項第十二号において同じ。))又は学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む。次項第十二号において同じ。)を有する者にあつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に關し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

3 (略)

(職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者)

第四十八条の三 法第三十条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。))とする。

一〇三 (略)



四 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業

した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）で、その後

五年以上の実務の経験を有するもの

五・六（略）

（一級の技能検定の受検資格）

第六十四条の二（略）

2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〜五（略）

六 学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）で、その後当該検定職種に関し五年以上の実務の経験を有するもの

七〜九（略）

3（略）

（二級の技能検定の受検資格）

第六十四条の三（略）

2（略）

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二（略）

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程、学校教育法施行規則第百五十条第三号若しくは第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は各種学校（厚生労働大臣が指

四 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業

した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの

五・六（略）

（一級の技能検定の受検資格）

第六十四条の二（略）

2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〜五（略）

六 学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し五年以上の実務の経験を有するもの

七〜九（略）

3（略）

（二級の技能検定の受検資格）

第六十四条の三（略）

2（略）

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二（略）

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程、学校教育法施行規則第百五十条第三号若しくは第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は各種学校（厚生労働大臣が指

定するものに限る。)において検定職種に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)

四 (略)

(三級の技能検定の受検資格)  
第六十四条の四 (略)

2 (略)

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〜五 (略)

六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。次条第三項第六号において同じ。)

七・八 (略)

(単一等級の技能検定の受検資格)  
第六十四条の六 (略)

2 (略)

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〜二 (略)

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(同法第三百三十二条に規定する専門課程、学校教育法施行規則第五百五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は授業時数が三千二百時間以上のもものうち厚生労働大臣が指定するものに限る。)又は各種学校(授業時数が三千二百時間以上のもものうち厚生労働大臣が指定するものに限る。)において検定職種に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程

定するものに限る。)において検定職種に関する学科を修めて卒業した者

四 (略)

(三級の技能検定の受検資格)  
第六十四条の四 (略)

2 (略)

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〜五 (略)

六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者

七・八 (略)

(単一等級の技能検定の受検資格)  
第六十四条の六 (略)

2 (略)

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〜二 (略)

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(同法第三百三十二条に規定する専門課程、学校教育法施行規則第五百五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は授業時数が三千二百時間以上のもものうち厚生労働大臣が指定するものに限る。)又は各種学校(授業時数が三千二百時間以上のもものうち厚生労働大臣が指定するものに限る。)において検定職種に関する学科を修めて卒業した者

を修了した者を含む。）

四 (略)

附則

(職業訓練指導員免許に関する経過措置)

第九条 法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、新省令第三十九条に定めるもののほか、当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了したものとす。

一 (略)

二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)で、その後当該免許職種に関し四年以上の実務の経験を有するもの

二の二(略)

2 (略)

四 (略)

附則

(職業訓練指導員免許に関する経過措置)

第九条 法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、新省令第三十九条に定めるもののほか、当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了したものとす。

一 (略)

二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し四年以上の実務の経験を有するもの

二の二(略)

2 (略)

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(登録基準)</p> <p>第三条の五 厚生労働大臣は、第三条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 較正の業務を行う者が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下「<u>専門職大学前期課程</u>」)を含む。第六条第四号及び第二十七条第三号ハにおいて同じ。)又は高等専門学校において、生物学又は工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、三年以上理化学的検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受講資格)</p> <p>第六条 法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学又は獣医学の正規の課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、三年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は三年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者</p>	<p>(登録基準)</p> <p>第三条の五 厚生労働大臣は、第三条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 較正の業務を行う者が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学又は工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受講資格)</p> <p>第六条 法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学又は獣医学の正規の課程を修めて卒業した後、三年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は三年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者</p>

五〇七 (略)

(試験委員の要件)

第十九条の五 法第九条の四第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 (略)
- 二 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において建築物衛生に関する研究の業務に従事した経験を有するもの
- 三 (略)

(清掃作業監督者講習等の登録基準)

第二十五条の四 厚生労働大臣は、第二十五条の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第二十五条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
  - イ (略)
  - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
- (1) (略)
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (略)

五〇七 (略)

(試験委員の要件)

第十九条の五 法第九条の四第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 (略)
- 二 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において建築物衛生に関する研究の業務に従事した経験を有するもの
- 三 (略)

(清掃作業監督者講習等の登録基準)

第二十五条の四 厚生労働大臣は、第二十五条の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第二十五条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
  - イ (略)
  - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
- (1) (略)
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (略)

二 第二十五条第二号口の登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ (略)

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

三 第二十五条第三号口の登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

2 (略)

(空気環境測定実施者講習等登録機関)

第二十六条の二 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること

二 第二十五条第二号口の登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ (略)

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

三 第二十五条第三号口の登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

2 (略)

(空気環境測定実施者講習等登録機関)

第二十六条の二 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) (略)  
(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)  
二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) (略)  
(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

3 (略) (3) (略)

(ダクト清掃作業監督者講習等登録機関)  
第二十六条の四 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) (略)  
(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)  
二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) (略)  
(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

3 (略) (3) (略)

(ダクト清掃作業監督者講習等登録機関)  
第二十六条の四 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること



イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ (略)

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

三 前条第三号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ (略)

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

三 前条第三号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

3 (3) (略)

(建築物飲料水水質検査業の登録基準)

第二十七条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 水質検査を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、二年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者

ニ (略)

四 (略)

(貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関)  
第二十八条の二 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第四号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること

イ (略)

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課

3 (3) (略)

(建築物飲料水水質検査業の登録基準)

第二十七条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 水質検査を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者

ニ (略)

四 (略)

(貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関)  
第二十八条の二 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第四号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること

イ (略)

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課

程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの  
 (3) (略)  
 二 前条第四号口の登録 再講習の内容が次に該当するものであること。  
 イ (略)  
 ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。  
 (1) (略)  
 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの  
 (3) (略)  
 三 前条第五号口の登録 研修の内容が次に該当するものであること。  
 イ・ロ (略)  
 ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。  
 (1) (略)  
 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの  
 (3) (略)

3  
 (排水管清掃作業監督者講習等登録機関)  
 第二十八条の四 (略)

程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの  
 (3) (略)  
 二 前条第四号口の登録 再講習の内容が次に該当するものであること。  
 イ (略)  
 ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。  
 (1) (略)  
 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの  
 (3) (略)  
 三 前条第五号口の登録 研修の内容が次に該当するものであること。  
 イ・ロ (略)  
 ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。  
 (1) (略)  
 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの  
 (3) (略)

3  
 (排水管清掃作業監督者講習等登録機関)  
 第二十八条の四 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第四号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること

イ (略)

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授すること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

二 前条第四号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ (略)

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授すること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

三 前条第五号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授すること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第四号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること

イ (略)

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授すること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

二 前条第四号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ (略)

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授すること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

三 前条第五号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授すること。

- (1) (略)
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (略)
- 3 (略)

(防除作業監督者講習等登録機関)  
第二十九条の二 (略)

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 前条第三号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること
- イ (略)
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
- (1) (略)
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (略)
- 二 前条第三号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
- イ (略)
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
- (1) (略)

- (1) (略)
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (略)
- 3 (略)

(防除作業監督者講習等登録機関)  
第二十九条の二 (略)

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 前条第三号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること
- イ (略)
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
- (1) (略)
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (略)
- 二 前条第三号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
- イ (略)
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
- (1) (略)

- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (略)
- 三 前条第四号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること
- イ・ロ (略)
- ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。
- (1) (略)
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (略)
- 3 (略)
- (統括管理者講習等登録機関)
- 第三十条の二 (略)
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること
- イ (略)
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
- (1) (略)
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課

- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (略)
- 三 前条第四号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること
- イ・ロ (略)
- ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。
- (1) (略)
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (略)
- 3 (略)
- (統括管理者講習等登録機関)
- 第三十条の二 (略)
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること
- イ (略)
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
- (1) (略)
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課

程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) (略)  
(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)  
三 前条第五号イの登録 講習の内容が次の全てに該当するものであること。

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) (略)  
(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)  
四 前条第五号ロの登録 再講習の内容が次の全てに該当するものであること。

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイ

程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) (略)  
(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)  
三 前条第五号イの登録 講習の内容が次の全てに該当するものであること。

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) (略)  
(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)  
四 前条第五号ロの登録 再講習の内容が次の全てに該当するものであること。

イ (略)  
ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイ

3

の事項を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

3

の事項を教授するものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (略)



(労働安全衛生規則の一部改正)

第十一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(安全管理者の資格)

第五条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当する者で、法第十条第一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了したもの

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大  
学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同  
じ。)  
又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六  
十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)  
における理科系統  
の正規の課程を修めて卒業した者(独立行政法人大学改革支援・  
学位授与機構(以下「大学改革支援・学位授与機構」という。)  
により学士の学位を授与された者(当該課程を修めた者に限る。  
若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当  
該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職  
大学前期課程」という。)を修了した者を含む。第十八条の四第  
一号において同じ。))で、その後二年以上産業安全の実務に従事  
した経験を有するもの

ロ (略)

二・三 (略)

(店社安全衛生管理者の資格)

第十八条の七 法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で定め  
る資格を有する者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者(大学改革  
支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれ  
と同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程

改正前

(安全管理者の資格)

第五条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当する者で、法第十条第一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了したもの

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大  
学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同  
じ。)  
又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六  
十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)  
における理科系統  
の正規の課程を修めた者(独立行政法人大学改革支援・学位授与  
機構(以下「大学改革支援・学位授与機構」という。))により学  
士の学位を授与された者(当該課程を修めた者に限る。))又はこ  
れと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。第十八条の  
四第一号において同じ。))で、その後二年以上産業安全の実務に  
従事した経験を有するもの

ロ (略)

二・三 (略)

(店社安全衛生管理者の資格)

第十八条の七 法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で定め  
る資格を有する者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者(大学改革  
支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと  
同等以上の学力を有すると認められる者を含む。別表第五第一号の表

を修了した者を含む。別表第五第一号の表及び別表第五第一号の二の表において同じ。）で、その後三年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

二〇四 (略)

(特定自主検査)

第三百三十五条の三 (略)

2 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する

学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学

科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。第五十

一条の二十四第二項第一号イにおいて同じ。）で、動力プレスの

点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設

計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ〇二 (略)

3・4 (略)

別表第四（第六十二条関係）

第一種衛生管理者

者免許

一・二 (略)

三 学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると

及び別表第五第一号の二の表において同じ。）で、その後三年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

二〇四 (略)

(特定自主検査)

第三百三十五条の三 (略)

2 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する

学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又は

はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。第五

十一条の二十四第二項第一号イにおいて同じ。）で、動力プレ

スの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの

設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ〇二 (略)

3・4 (略)

別表第四（第六十二条関係）

第一種衛生管理者

者免許

一・二 (略)

三 学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認め

	<p>認められる者又は当該学科を専攻して専門職 大学前期課程を修了した者を含む。)で労働 衛生に関する講座又は学科目を修めたもの 四 (略)</p>
<p>(略) 衛生工学衛生管 理者免許</p>	<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校に おいて、工学又は理学に関する課程を修めて 卒業した者(大学改革支援・学位授与機構に より学士の学位を授与された者(当該課程を 修めた者に限る。))若しくはこれと同等以上 の学力を有すると認められる者又は当該課程 を修めて専門職大学前期課程を修了した者 を含む。)で、都道府県労働局長の登録を受け た者が行う衛生工学衛生管理者講習を修了し たもの 二 (略)</p>
<p>(略) ガス溶接作業主 任者免許</p>	<p>一 次のいずれかに掲げる者であつて、ガス溶 接作業主任者免許試験に合格したもの イ (略) ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校 において、溶接に関する学科を専攻して卒 業した者(当該学科を専攻して専門職大学 前期課程を修了した者を含む。) ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校 において、工学又は化学に関する学科を専 攻して卒業した者(大学改革支援・学位授 与機構により学士の学位を授与された者(当 該学科を専攻した者に限る。))若しくは これと同等以上の学力を有すると認められ</p>

	<p>られる者を含む。)で労働衛生に関する講座 又は学科目を修めたもの 四 (略)</p>
<p>(略) 衛生工学衛生管 理者免許</p>	<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校に おいて、工学又は理学に関する課程を修めて 卒業した者(大学改革支援・学位授与機構に より学士の学位を授与された者(当該課程を 修めた者に限る。))又はこれと同等以上の学 力を有すると認められる者を含む。)で、都 道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生 工学衛生管理者講習を修了したもの 二 (略)</p>
<p>(略) ガス溶接作業主 任者免許</p>	<p>一 次のいずれかに掲げる者であつて、ガス溶 接作業主任者免許試験に合格したもの イ (略) ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校 において、溶接に関する学科を専攻して卒 業した者 ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校 において、工学又は化学に関する学科を専 攻して卒業した者(大学改革支援・学位授 与機構により学士の学位を授与された者(当 該学科を専攻した者に限る。))又はこれ と同等以上の学力を有すると認められる者</p>

	林業架線作業主任者免許	発破技士免許 (略)
一 二 三 四 (略)	一 次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格したもの イ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）であつて、その後一年以上発破の業務について実地修習を経たもの ロ・ハ (略)	一 次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格したもの イ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）であつて、その後三月以上発破の業務について実地修習を経たもの ロ・ハ (略)

	林業架線作業主任者免許	発破技士免許 (略)
一 二 三 四 (略)	一 次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格したもの イ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。）であつて、その後三月以上発破の業務について実地修習を経たもの ロ・ハ (略)	一 次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格したもの イ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。）であつて、その後三月以上発破の業務について実地修習を経たもの ロ・ハ (略)

(略)

別表第五（第七十条関係）

一～二（略）

三 林業架線作業主任者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者		(略)	免除する試験科目
		一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者 （大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該講座又は学科を修めた者に限る。） 若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該講座若しくは学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）			(略)

四・五（略）

(略)

別表第五（第七十条関係）

一～二（略）

三 林業架線作業主任者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者		(略)	免除する試験科目
		一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者 （大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該講座又は学科を修めた者に限る。） 又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）			(略)

四・五（略）

別表第六（第七十九条関係）

区分	受講資格	講習科目
乾燥設備作業主任者技能講習 (略)	一 (略) 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後一年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの 三・四 (略)	(略)
コンクリート破砕器作業主任者技能講習	一 (略) 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱又は土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期	(略)

別表第六（第七十九条関係）

区分	受講資格	講習科目
乾燥設備作業主任者技能講習 (略)	一 (略) 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後一年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの 三・四 (略)	(略)
コンクリート破砕器作業主任者技能講習	一 (略) 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱又は土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後一年以上コンクリート	(略)

型枠支保工の組立て等 作業主任者 技能講習	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	
一 (略) 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する	一 (略) 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。次項第二号及び第三号の覆工作業主任者技能講習の項第二号において同じ。）で、その後二年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの 三 (略)	課程を修了した者を含む。）で、その後一年以上コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に従事した経験を有するもの 三・四 (略)
(略)	(略)	(略)

型枠支保工の組立て等 作業主任者 技能講習	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	
一 (略) 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する	一 (略) 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。次項第二号及び第三号の覆工作業主任者技能講習の項第二号において同じ。）で、その後二年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの 三 (略)	破砕器を用いて行う破砕の作業に従事した経験を有するもの 三・四 (略)
(略)	(略)	(略)



採石のため (略)		足場の組立て等作業主任者技能講習	
	一 (略)	三 (略)	<p>学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの</p>
			(略)

採石のため (略)		足場の組立て等作業主任者技能講習	
	一 (略)	三 (略)	<p>学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後二年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの</p>
			(略)

の掘削作業 主任者技能 講習	二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は採鉱に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの
	三 (略)

別表第九（第九十二条の三関係）

工事又は仕事の区分 (略)	第八十九条 第一号に掲げる仕事及び第九十条 第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム の建設の仕事を除く。
資格	一 次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当すること。 (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。次項第一号イ(1)において同じ。）、そ

の掘削作業 主任者技能 講習	二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は採鉱に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後二年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの
	三 (略)

別表第九（第九十二条の三関係）

工事又は仕事の区分 (略)	第八十九条 第一号に掲げる仕事及び第九十条 第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム の建設の仕事を除く。
資格	一 次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当すること。 (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。次項第一号イ(1)において同じ。）、その後十年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事

(略)	
二・三 (略)	<p>の後十年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。</p> <p>口 (2)・(3) (略)</p>

(略)	
二・三 (略)	<p>した経験を有すること。</p> <p>口 (2)・(3) (略)</p>

(ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正)

第十二条 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(免許を受けることができる者)

第九十七条 次の各号に掲げる免許は、当該各号に掲げる者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 二級ボイラー技士免許

イ 次のいずれかに該当する者で、二級ボイラー技士免許試験に合格したもの

- (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。第百一条において同じ。)、高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。第百一条において同じ。)、高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。第百一条第二号口において同じ。)又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(第百一条第一号口において「機構」という。))により学士の学位を授与された者(当該学科を修めた者に限る。))若しくはこれと同等以上の学力を有する者又は当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程(第百一条第一号口において「専門職大学前期課程」という。))を修了した者を含む。第百一条第二号口において同じ。)で、ボイラーの取扱いについて三月以上の実地修習を経たもの

- (2) (略)
- (5) (略)

(免許試験の受験資格)

第百一条 次の各号に掲げる免許試験は、当該各号に掲げる者でなければ

改正前

(免許を受けることができる者)

第九十七条 次の各号に掲げる免許は、当該各号に掲げる者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 二級ボイラー技士免許

イ 次のいずれかに該当する者で、二級ボイラー技士免許試験に合格したもの

- (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。第百一条において同じ。)、高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。第百一条において同じ。)、高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。第百一条第二号口において同じ。)又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(第百一条第一号口において「機構」という。))により学士の学位を授与された者(当該学科を修めた者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有する者又は当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程(第百一条第二号口において「専門職大学前期課程」という。))を修了した者を含む。第百一条第二号口において同じ。)で、ボイラーの取扱いについて三月以上の実地修習を経たもの

- (2) (略)
- (5) (略)

(免許試験の受験資格)

第百一条 次の各号に掲げる免許試験は、当該各号に掲げる者でなければ

ば、受けることができない。

一 特級ボイラー技士免許試験

イ (略)

ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該講座又は学科目を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該講座若しくは学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経たもの

二 (略)

ハ (略)

ば、受けることができない。

一 特級ボイラー技士免許試験

イ (略)

ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該講座又は学科目を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後二年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経たもの

二 (略)

ハ (略)

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第十三条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令

第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(登録基準)	
第一条の二の二の二 都道府県労働局長は、第一条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。	
一 (略)	
二 衛生工学衛生管理者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	
講習科目	条件
労働基準法並びに法及び法に基づく命令	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、法律に関する学科を修めて卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「大学改革支援・学位授与機構」という。)により学士の学位を授与された者(当該学科を修めた者に限る。))若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を修了した者を含む。)で、その後三年以上労働管理に関する業務に従事した経験を有するもの

改正前

(登録基準)	
第一条の二の二の二 都道府県労働局長は、第一条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。	
一 (略)	
二 衛生工学衛生管理者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	
講習科目	条件
労働基準法並びに法及び法に基づく命令	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、法律に関する学科を修めて卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「大学改革支援・学位授与機構」という。)により学士の学位を授与された者(当該学科を修めた者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)で、その後三年以上労働管理に関する業務に従事した経験を有するもの



	労働衛生工学に関する知識	二 (略)
	一 学校教育法による大学又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。以下第二十五条の六第一項第二号及び第二十五条の二十一第一項第四号を除き同じ。)において工学に関する学科を修めて卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を修めた者に限る。))若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後二年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの	二 (略)
2 (略)		
三 (略)		

(登録基準)

第一条の二の四十四の四 厚生労働大臣は、第一条の二の四十四の二の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 実施管理者として、次のいずれかに該当する者を置いていること。

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(大学改革支援・学位授与機構によ

	労働衛生工学に関する知識	二 (略)
	一 学校教育法による大学又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。以下第二十五条の六第一項第二号及び第二十五条の二十一第一項第四号を除き同じ。)において工学に関する学科を修めて卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を修めた者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)で、その後二年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの	二 (略)
2 (略)		
三 (略)		

(登録基準)

第一条の二の四十四の四 厚生労働大臣は、第一条の二の四十四の二の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 実施管理者として、次のいずれかに該当する者を置いていること。

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(大学改革支援・学位授与機構によ

り学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）であつて、十年以上機械等の運転の状態に係る異常があつた場合に当該機械等を安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定める技術上の指針に適合するもの（以下「適合自動制御装置」という。）又は国際規格等に適合するこれと同等のもの（以下「適合自動制御装置等」という。）の研究、設計、製作若しくは検査又は適合性証明の業務に従事した経験を有するもの

ロ・ハ（略）

三・四（略）

2（略）

（法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者）

第十九条の二十二 動力プレスに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したもの

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ・ハ（略）

二（略）

り学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）を含む。次号において同じ。）であつて、十年以上機械等の運転の状態に係る異常があつた場合に当該機械等を安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定める技術上の指針に適合するもの（以下「適合自動制御装置」という。）又は国際規格等に適合するこれと同等のもの（以下「適合自動制御装置等」という。）の研究、設計、製作若しくは検査又は適合性証明の業務に従事した経験を有するもの

ロ・ハ（略）

三・四（略）

2（略）

（法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者）

第十九条の二十二 動力プレスに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したもの

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ・ハ（略）

二（略）

2 8 (略)

(登録基準)

第十九条の二十四の二の三 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ 動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の(1)から(5)まで)のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1) (4) (略)

(5) 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ロ 〰チ (略)

三・四 (略)

2 (略)

(登録基準)

第十九条の二十四の四 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二 (略)

三 校正員が次のいずれかに該当する者であること。

イ (略)

2 8 (略)

(登録基準)

第十九条の二十四の二の三 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ 動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の(1)から(5)まで)のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1) (4) (略)

(5) 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ロ 〰チ (略)

三・四 (略)

2 (略)

(登録基準)

第十九条の二十四の四 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二 (略)

三 校正員が次のいずれかに該当する者であること。

イ (略)

ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後二年以上気中粉じん濃度の測定に関する業務に従事した経験を有するもの

2  
ハ (略)

(登録基準)

第十九条の二十四の十九 都道府県労働局長は、第十九条の二十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 発破実技講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
火薬類の 取扱い	一 次に掲げる者であつて、一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するもの イ・ロ (略) ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者)(当該学科を専攻した者に限る。)若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。 ニ (略)

ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該課程を修めた者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)であつて、その後二年以上気中粉じん濃度の測定に関する業務に従事した経験を有するもの

2  
ハ (略)

(登録基準)

第十九条の二十四の十九 都道府県労働局長は、第十九条の二十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 発破実技講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
火薬類の 取扱い	一 次に掲げる者であつて、一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するもの イ・ロ (略) ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者)(当該学科を専攻した者に限る。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。 ニ (略)

(略)	二 (略)
-----	-------

2 三 (略)

(登録基準)

第二十五条の六 厚生労働大臣は、第二十五条の四の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 コンサルタント講習の講師が、次のとおりであること。

イ 安全に関する講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
産業安全 一般	一 (略) 二 学校教育法による短期大学(専門職大学前期課程を含む。以下この号及び第二十五条の二十一第一項第四号において同じ。)又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者。以下この号及び第二十五条の二十一第一項第四号において同じ。)であつて、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
	三 (略)

2 三 (略)  
口 (略)

(略)	二 (略)
-----	-------

2 三 (略)

(登録基準)

第二十五条の六 厚生労働大臣は、第二十五条の四の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 コンサルタント講習の講師が、次のとおりであること。

イ 安全に関する講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
産業安全 一般	一 (略) 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
	三 (略)

2 三 (略)  
口 (略)



(機械等検定規則の一部改正)

第十四条 機械等検定規則(昭和四十七年労働省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三(第八条関係)

種	類	資格
令第十四条の二第二号に掲げる機械等		一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)において工学に関する学科を専攻して卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を修了した者を含む。以下同じ。)で、その後二年以上ロール機の急停止装置の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの
(略)		二・三 (略)
令第十四条の二第五号に掲げる機械等		一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(機構により学士の学位を授与された者(当該課程を修めた者に限

改正前

別表第三(第八条関係)

種	類	資格
令第十四条の二第二号に掲げる機械等		一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)において工学に関する学科を専攻して卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)で、その後二年以上ロール機の急停止装置の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの
(略)		二・三 (略)
令第十四条の二第五号に掲げる機械等		一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(機構により学士の学位を授与された者(当該課程を修めた者に限



(略)

る。)若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)で、その後二年以上防じんマスクの研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの

二・三 (略)

(略)

る。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)で、その後二年以上防じんマスクの研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの

二・三 (略)

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第十五条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(作業環境測定士の資格)

第五条 法第五条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次のイ又はロに該当する者で、厚生労働大臣が作業環境測定に關し高度の知識及び技能を有すると認定したもの

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大  
学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同  
じ。)  
又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六  
十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)  
において理科系統  
の正規の課程を修めて卒業した者(独立行政法人大学改革支援・  
学位授与機構(以下「機構」という。))により学士の学位を授与  
された者(当該課程を修めた者に限る。)  
若しくはこれと同等以上  
の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて同法によ  
る専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。  
)を修了した者を含む。以下同じ。)  
で、学校教育法による大学  
又は高等専門学校において空気環境その他の環境の測定に關する  
科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつたもの

ロ (略)

三 (略)

2・3 (略)

第五条の二 前条第一項の規定にかかわらず、学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校(以下「大学等」という。))のうち厚生労働大臣の登録を受けたものにおいて、法第二条第六号に規定する第二種作業環境測定士(以下この条において「第二種作業環境測定士」という。))となるために必要

改正前

(作業環境測定士の資格)

第五条 法第五条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次のイ又はロに該当する者で、厚生労働大臣が作業環境測定に關し高度の知識及び技能を有すると認定したもの

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大  
学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同  
じ。)  
又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六  
十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)  
において理科系統  
の正規の課程を修めて卒業した者(独立行政法人大学改革支援・  
学位授与機構(以下「機構」という。))により学士の学位を授与  
された者(当該課程を修めた者に限る。)  
又はこれと同等以上の  
学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)  
で、学校教育  
法による大学又は高等専門学校において空気環境その他の環境の  
測定に關する科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあ  
つたもの

ロ (略)

三 (略)

2・3 (略)

第五条の二 前条第一項の規定にかかわらず、学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校(以下「大学等」という。))のうち厚生労働大臣の登録を受けたものにおいて、法第二条第六号に規定する第二種作業環境測定士(以下この条において「第二種作業環境測定士」という。))となるために必要

な知識及び技能を付与する科目として次に掲げるものを修めて卒業し  
 (当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。)、又は訓練を修了した者は、第二種作業環境測定士となる資格を有するものとする。

一〇六 (略)

(登録基準)

第五条の五 厚生労働大臣は、第五条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第一号に規定する該当科目を開設する事業年度の初日にその登録をしなければならぬ。

一 (略)

二 教員等の資格及び専任の教員等の数は、次に定めるところによること。

イ 教員等は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

科目	条件
労働衛生 関係法令 (略)	一 学校教育法による大学又は旧専門学校令による専門学校において法律に関する学科を修めて卒業した者(機構により学士の学位を授与された者(当該学科を修めた者に限る。))若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後三年以上労務管理の実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 (略)

ロ・ハ (略)

な知識及び技能を付与する科目として次に掲げるものを修めて卒業し  
 、又は訓練を修了した者は、第二種作業環境測定士となる資格を有するものとする。

一〇六 (略)

(登録基準)

第五条の五 厚生労働大臣は、第五条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第一号に規定する該当科目を開設する事業年度の初日にその登録をしなければならぬ。

一 (略)

二 教員等の資格及び専任の教員等の数は、次に定めるところによること。

イ 教員等は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

科目	条件
労働衛生 関係法令 (略)	一 学校教育法による大学又は旧専門学校令による専門学校において法律に関する学科を修めて卒業した者(機構により学士の学位を授与された者(当該学科を修めた者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)で、その後三年以上労務管理の実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 (略)

ロ・ハ (略)

三 (略)

2 (略)

(受験資格)

第十五条 法第十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 (略)

(試験の免除)

第十七条 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、第一種試験及び第二種試験の科目のうち、それぞれ、当該各号に定める科目を免除する。

一 (略)

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校を卒業し（機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。）、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業し（学校教育法施行規則第百五十条に規定する者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、かつ、計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十二条第一項の規定により計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第五十条第一号に規定する環境計量士（濃度関係）（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）の登録を受けた者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了

三 (略)

2 (略)

(受験資格)

第十五条 法第十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 (略)

(試験の免除)

第十七条 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、第一種試験及び第二種試験の科目のうち、それぞれ、当該各号に定める科目を免除する。

一 (略)

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校を卒業し（機構により学士の学位を授与された者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業し（学校教育法施行規則第百五十条に規定する者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、かつ、計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十二条第一項の規定により計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第五十条第一号に規定する環境計量士（濃度関係）（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）の登録を受けた者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの 別表第二号の作業場

したもの 別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く全科目

三〇八 (略)

九 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条に規定する臨床検査技師で、空気環境の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの又は学校教育法による大学において作業環境に関する授業科目、統計に関する授業科目及び労働衛生関係法令に関する授業科目を修めて卒業したもの(当該授業科目を修めて専門職大学前期課程を修了したものを含む。) 分析の技術に関する科目を除く全科目  
十〇二十一 (略)

(登録基準)

第十七条の四 厚生労働大臣は、第十七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 試験免除講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目 (略)	条件
労働衛生 関係法令	一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者(機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。)であつて、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
	二 (略)

三 (略)

の作業環境について行う分析の技術を除く全科目

三〇八 (略)

九 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条に規定する臨床検査技師で、空気環境の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの又は学校教育法による大学において作業環境に関する授業科目、統計に関する授業科目及び労働衛生関係法令に関する授業科目を修めて卒業したもの 分析の技術に関する科目を除く全科目

十〇二十一 (略)

(登録基準)

第十七条の四 厚生労働大臣は、第十七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 試験免除講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目 (略)	条件
労働衛生 関係法令	一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者(機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)であつて、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
	二 (略)

三 (略)

2

(略)

2

(略)

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第十六条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者)  
第三十九条 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 (略)

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)、若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)、を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)、又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の指導員訓練(長期養成課程の指導員養成訓練(職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第六十一号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練を含む。)、前号に規定する指導員訓練を除く。)、に限る。)、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練(職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則による職業能力開発総合大学の専門課程及び応用課程の高度職業訓練を含む。)、職業能力開発総合大学若しくは職業能力開発短期大学の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発総合大学の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者で、その後一年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

三・四 (略)

改正前

(法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者)  
第三十九条 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 (略)

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)、若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)、を卒業した者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の指導員訓練(長期養成課程の指導員養成訓練(職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第六十一号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練を含む。)、前号に規定する指導員訓練を除く。)、に限る。)、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練(職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則による職業能力開発総合大学の専門課程及び応用課程の高度職業訓練を含む。)、職業能力開発総合大学若しくは職業能力開発短期大学の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発総合大学の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者で、その後一年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

三・四 (略)

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)

第十七条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(厚生労働省令で定める者の範囲)

第一条の二 (略)

2・3 (略)

4 法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるもの)に限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において指定科目(実習科目を除く。)を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。)であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

二・三 (略)

5・6 (略)

7 法第七条第七号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)において指定科目(実習科目を除く。)を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

二・三 (略)

8・9 (略)

(厚生労働省令で定める者の範囲)

第十九条 法第四十条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

- 二 学校教育法による大学において指定科目(相談援助実習指導及び相談援助実習の科目(以下この号、次号、第五号及び第七号において「実習科目」という。)を除く。)を修めて卒業した者(当該科

改正前

(厚生労働省令で定める者の範囲)

第一条の二 (略)

2・3 (略)

4 法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるもの)に限る。)において指定科目(実習科目を除く。)を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

二・三 (略)

5・6 (略)

7 法第七条第七号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による短期大学において指定科目(実習科目を除く。)を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

二・三 (略)

8・9 (略)

(厚生労働省令で定める者の範囲)

第十九条 法第四十条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

- 二 学校教育法による大学において指定科目(相談援助実習指導及び相談援助実習の科目(以下この号、次号、第五号及び第七号において「実習科目」という。)を除く。)を修めて卒業した者であつて

目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。  
）であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの  
三〇七 (略)

、その後、大学等において実習科目を修めたもの  
三〇七 (略)

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第十八条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(社会福祉士の養成施設の指定基準)

第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）に

おいて基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したものの業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第八項に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したものの業務に従事したもの

(4)・(5) (略)

二 (略)

ロレ

改正前

(社会福祉士の養成施設の指定基準)

第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したものの業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第八項に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したものの業務に従事したもの

(4)・(5) (略)

二 (略)

ロレ

第四条 法第七条第三号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第六項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第九項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(4) (略)

ロト (略)

二 (略)

第六条 法第四十条第二項第二号に規定する養成施設及び同項第三号に規定する養成施設（施行規則第二十条第二号に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等を卒業した者に対する教育を行うものに限る。）（別表第四において「第二号等養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとお

第四条 法第七条第三号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第六項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第九項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(4) (略)

ロト (略)

二 (略)

第六条 法第四十条第二項第二号に規定する養成施設及び同項第三号に規定する養成施設（施行規則第二十条第二号に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等を卒業した者に対する教育を行うものに限る。）（別表第四において「第二号等養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとお

りとする。

一 入所の資格は、学校教育法に基づく大学において法第四十条第二項第二号に規定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）若しくは施行規則第十九条各号に規定する者又は学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第二号に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等が大学である場合において、当該大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて同号に掲げる社会福祉士短期養成施設等若しくは社会福祉士一般養成施設等を卒業したものであることとするものであること。

二 〓 四 （略）

りとする。

一 入所の資格は、学校教育法に基づく大学において法第四十条第二項第二号に規定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者若しくは施行規則第十九条各号に規定する者又は学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第二号に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等が大学である場合において、当該大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて同号に掲げる社会福祉士短期養成施設等若しくは社会福祉士一般養成施設等を卒業したものであることとするものであること。

二 〓 四 （略）



(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)

第十九条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(養成施設の登録の基準)</p> <p>第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号。以下「令」という。）第一条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学又は同法第百四条第七項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。</p> <p>二～四 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(養成施設の登録の基準)</p> <p>第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号。以下「令」という。）第一条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学又は同法第百四条第四項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。</p> <p>二～四 (略)</p>

(理容師養成施設指定規則の一部改正)

第二十条 理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三 関係法規 ・制度	一 (略)	別表第三 関係法規 ・制度	一 (略)
	二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の卒業者（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）の修了者を含む。）であって、法学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者		二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の卒業者（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）の修了者を含む。）であって、物理学又は化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者
三 五 (略)	三 五 (略)	三 五 (略)	三 五 (略)
内容の物 理・化学 (略)	一 三 (略)	内容の物 理・化学 (略)	一 三 (略)
内容文化 論	一 (略) 二 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者	内容文化 論	一 (略) 二 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者
内容運営 一 (略)	三・四 (略)	内容運営 一 (略)	三・四 (略)

改正前

別表第三 関係法規 ・制度	一 (略)	別表第三 関係法規 ・制度	一 (略)
	二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の卒業者であって、法学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者		二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、物理学又は化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者
三 五 (略)	三 五 (略)	三 五 (略)	三 五 (略)
内容の物 理・化学 (略)	一 三 (略)	内容の物 理・化学 (略)	一 三 (略)
内容文化 論	一 (略) 二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者	内容文化 論	一 (略) 二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者
内容運営 一 (略)	三・四 (略)	内容運営 一 (略)	三・四 (略)

(略)	管理
三・四 (略)	<p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者</p>

(略)	管理
三・四 (略)	<p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p>

(美容師養成施設指定規則の一部改正)

第二十一条 美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三 関係法規 ・制度	一 (略)	美容の物 理・化学 (略)	美容文化 論 一 (略) 二 学校教育法に基づく大学の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。)であって、物理学又は化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位(同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者	美容運営 一 (略)
	二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の卒業者(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)の修了者を含む。)であって、法学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位(同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者			

改正前

別表第三 関係法規 ・制度	一 (略)	美容の物 理・化学 (略)	美容文化 論 一 (略) 二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者	美容運営 一 (略)
	二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の卒業者であって、物理学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者			

管理 (略)	<p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者</p> <p>三・四 (略)</p>
-----------	---

管理 (略)	<p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>三・四 (略)</p>
-----------	--



(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第二十二條 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

様式第一（第七条関係）（表面）

(略)		(略)		(略)		(略)	
<input type="checkbox"/> 大学等 (3年制) + 実務経験 (1年以上)	短大等名	職務先名 (実務経験) 職務先名 (実務経験)	卒業年月 (見込年) 卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)
	短大等名						
<input type="checkbox"/> 大学等 (指定科目) (2年制) + 実務経験 (2年以上)	短大等名	職務先名 (実務経験) 職務先名 (実務経験)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)
	短大等名						
<input type="checkbox"/> 専成施設		専成施設名		卒業年月 (見込年)		卒業年月 (見込年)	

改正前

様式第一（第七条関係）（表面）

(略)		(略)		(略)		(略)	
<input type="checkbox"/> 大学等 (3年制) + 実務経験 (1年以上)	短大等名	職務先名 (実務経験) 職務先名 (実務経験)	卒業年月 (見込年) 卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)
	短大等名						
<input type="checkbox"/> 大学等 [指定科目] (2年制) + 実務経験 (2年以上)	短大等名	職務先名 (実務経験) 職務先名 (実務経験)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)	卒業年月 (見込年)
	短大等名						
<input type="checkbox"/> 専成施設		専成施設名		卒業年月 (見込年)		卒業年月 (見込年)	

(裏面)  
(略)

区分	受験資格		提出書類
	(略)	(略)	
(略)	短大等(3年制) +	(略)	卒業証明書又は修了証明書 指定科目履修証明書
		指定科目履修証明書	卒業証明書又は修了証明書 指定科目履修証明書
(略)	短大等(2年制) +	(略)	卒業証明書又は実務経験見込 証明書
		指定科目履修証明書	卒業証明書又は実務経験見込 証明書
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(裏面)  
(略)

区分	受験資格		提出書類
	(略)	(略)	
(略)	短大等(3年制) +	(略)	卒業証明書 指定科目履修証明書
		指定科目履修証明書	卒業証明書 指定科目履修証明書
(略)	短大等(2年制) +	(略)	卒業証明書又は実務経験見込 証明書
		指定科目履修証明書	卒業証明書又は実務経験見込 証明書
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正)

第二十三条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準)

第五条 法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。

イ 次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次条第一号イ(2)において同じ。)において基礎科目を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)にあつては、修了した者。以下この号及び次条第一号において同じ。)(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第五項に規定する者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学(専門職大学前期課程を含む。次条第一号イ(3)において同じ。)において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第八項に規定する者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

(4) (略)

ロ、タ (略)

二 (略)

改正前

(精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準)

第五条 法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。

イ 次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

(1) (略)

(2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第五項に規定する者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第八項に規定する者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

(4) (略)

ロ、タ (略)

二 (略)

(精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準)

第六条 法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。
- イ 次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

(1) (略)

- (2) 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第六項に規定する者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

(精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準)

第六条 法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。
- イ 次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

(1) (略)

- (2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第六項に規定する者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

第二十四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十

九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(病原体等取扱主任者の要件)</p> <p>第三十一条の二十二 法第五十六条の十九第一項の病原体等取扱主任者は、次に掲げる者であつて、病原体等の取扱いに関する十分の知識経験を有するものでなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又は同法第四百四条第七項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて同号に規定する課程を修了した者</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(病原体等取扱主任者の要件)</p> <p>第三十一条の二十二 法第五十六条の十九第一項の病原体等取扱主任者は、次に掲げる者であつて、病原体等の取扱いに関する十分の知識経験を有するものでなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は同法第四百四条第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学、農学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>



(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二十五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(職員) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>六〇九 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六〇九 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。